

# 宮城県男女共同参画基本計画

平成 15 年 3 月

宮 城 県



## はじめに

21世紀のわが国においては、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが最も重要な課題となっています。

宮城県では、平成10年に宮城県女性行動計画「みやぎ男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして各種施策を推進してきました。

このたび、宮城県男女共同参画審議会からの答申を受け、宮城県男女共同参画推進条例に基づく初めての計画である「宮城県男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画は、平成22年（2010年）を目標年度に、宮城県における男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋を示したものです。あらゆる分野において男女共同参画社会を実現するために、社会全体、家庭、学校、職場、農林水産業・商工自営業、地域の6つの分野ごとにそれぞれ基本目標を掲げ、施策の方向と施策の項目を示しました。

県では、今後、この計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて率先して取り組んでまいります。

また、男女共同参画社会の実現のための課題は、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度・社会慣習等広く日常生活一般に密接にかかわることから、県民や各企業・各団体のみなさまが、家庭、職場、地域等において、それぞれ男女共同参画社会の実現に向けて主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、計画の策定に当たり、ご意見・ご協力をいただいた審議会各委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの県民の方々に対し、心より感謝申し上げます。

宮城県知事  
浅野史郎

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の内容	1
4 計画策定への取組	1
5 計画の推進	2
6 計画の構成	2
7 計画の体系	3

## 第2章 宮城県の現状

1 少子・高齢化の進展	5
2 家族形態・ライフスタイルの多様化	9
3 就業形態の変化	14

## 第3章 男女共同参画の実現のための施策

1 社会全体における男女共同参画の実現	17
— 男女平等社会へのシステム・チェンジ —	
2 家庭における男女共同参画の実現	21
— 共生と幸せの原点 —	
3 学校における男女共同参画の実現	26
— 自立と共生の心を育む —	
4 職場における男女共同参画の実現	29
— 女性の活躍はトップの誇り・企業の誇り —	
5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現	32
— とともに働き 輝きある暮らし —	
6 地域における男女共同参画の実現	34
— 新しい生活文化の創造 —	

## 第4章 推進体制

■男女共同参画の指標	39
------------	----

### 参考資料

I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿	41
II 宮城県男女共同参画審議会の検討経過	42
III 計画策定の背景（男女共同参画に関する国内外の動き）	43
IV 宮城県男女共同参画基本条例	51
V 男女共同参画社会基本法	57

# 第 1 章 基本的な考え方

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

憲法には、個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けていろいろな取組がなされてきました。

しかし、女性の社会進出が急速に進む中、重要な意思決定の場に女性の参画が少ないなど、男女間の不平等の解消に至っていません。

また、少子・高齢化や家族・地域を取り巻く社会状況の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる中で、性別にとらわれた固定的な役割分担がわたしたちの生活をめぐる状況の変化に対応できなくなっています。

これからの社会に求められているのは、県民すべてが性別にかかわらず、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことのできる新しい生活文化をつくりあげていくことです。

宮城県では、平成10年3月に、すべての男女が共にその個性と能力を發揮し、あらゆる分野で協力し合う男女共同参画社会の実現を目標に、みやぎ男女共同参画推進プランを策定し、施策を推進してきました。

平成13年8月1日に宮城県男女共同参画推進条例が施行されたことに伴い、これまでのみやぎ男女共同参画推進プランを見直し、すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を目指して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に基づく宮城県男女共同参画基本計画を策定することになりました。

なお、この計画は平成11年6月23日に施行された男女共同参画社会基本法に基づき都道府県が策定する計画でもあります。

## 2 計画期間

宮城県総合計画との一体性をもたせるため、平成15年（2003年）度から平成22年（2010年）度までの8年間としました。

## 3 計画の内容

条例に基づき、以下の内容を定めます。

- ①総合的かつ長期的に講ずべき「男女共同参画の推進に関する施策」の大綱
- ②「男女共同参画の推進に関する施策」を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 4 計画策定への取組

「男女共同参画」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。」（条例第2条）と規定されています。

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や考え方及び社会慣習に縛られることなく、男女が個人として尊重され、対等な構成員として、共に自立し、家庭や職場や地域等あらゆる分野において共に責任を分かち合う社会を築くことが必要です。

従って、この基本計画においては、分野ごとに男女共同参画社会の実現を阻害している要因や基本的な課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて施策に取り組んでいくこととしています。

また、結果的に男女共同参画社会の実現に寄与する施策は、広い意味で男女共同参画関連施策と位置付けられるものであることから、そういった広い視野のもとで取り組むものとします。

## 5 計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、男女共同参画の視点に配慮し、県のすべての行政を推進します。

また、市町村、事業者、NPO等各種団体、県民の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域等での自主的な活動と積極的な参加を働きかけます。

なお、毎年、施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。

## 6 計画の構成

第1章として、計画の基本的な考え方と構成を示し、第2章においては、宮城県の現状を、第3章においては、分野ごとにそれぞれ目標を掲げ、具体的な施策を、第4章においては、計画の推進体制を示しました。

計画は施策への理解をわかりやすくするために、社会全体、家庭、学校、職場、農林水産業・商工自営業、地域の6つの分野に分けましたが、施策は分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に影響を与えるものです。(分野により個々の施策が重複しますが、なるべく再掲は避けています。)

## 7 計画の体系

基本目標	施策の方向
1. 社会全体における男女共同参画の実現	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画
	(2) 性別による役割分担意識の解消
	(3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施
	(4) 調査・研究, 情報の収集・提供の充実
2. 家庭における男女共同参画の実現	(1) 共に築く家庭生活への支援
	(2) 子育て支援
	(3) 介護支援
	(4) 高齢者の自立支援
	(5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援
	(6) 男女間における暴力の根絶
3. 学校における男女共同参画の実現	(1) 県立高校における男女共学化
	(2) 男女平等教育の推進
	(3) 健康教育の推進
4. 職場における男女共同参画の実現	(1) 職場での均等な機会と待遇の確保
	(2) 仕事と育児・介護の両立支援
	(3) 職業能力開発の支援
5. 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現	(1) 経営への女性の参画促進
	(2) 起業支援
6. 地域における男女共同参画の実現	(1) 地域活動への男性の参画と女性の人材育成
	(2) NPOとの連携・協働
	(3) 国際的な視野での推進
推進体制	庁内推進体制の整備
	市町村との連携・協働
	NPO等各種団体との連携・協働
	県民・事業者との連携
	男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理

## 第2章 宮城県の状態

## 第2章 宮城県の現状

### 1 少子・高齢化の進展

出生率の低下と平均寿命の伸びから、少子・高齢化が急速に進んでおり、生産年齢人口（15歳～64歳）も減少しつつあります。

平成13年の宮城県の<sup>※1</sup>合計特殊出生率は1.33と、過去最低となり、現在の人口を維持するために必要と言われている2.08を大きく下回る傾向が続いています。この原因には、晩婚化、未婚率の上昇、結婚しても子どもを産まない人が増加していることが挙げられています。

その背景として、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の雇用環境や意識、核家族化の進行などがありますが、出産後も働く意思のある女性にとって、仕事と子育てとの両立に対する負担感が増大しているとも言われています。

一方、宮城県の<sup>※2</sup>高齢化率は、昭和30年（1955年）の4.7%から、昭和55年（1980年）には8.7%、平成13年（2001年）には17.7%と急速に上昇しており、平成22年（2010年）には、県民の5人に1人以上が高齢者という超高齢社会となることが予測されています。高齢者の男女別割合は女性が男性を大きく上回っていることから、高齢者の抱える問題は女性にとって、より大きな課題といえます。

こうした急激な少子・高齢化の進展は、社会の制度や仕組み、活力にも大きく影響すると予想されています。

なお、宮城県の少子・高齢化の進展状況を全国平均数値と比較すれば、合計特殊出生率等近似的な数値を示していますが、宮城県の特徴である仙台を中心とした多様で広がりのある地域性から、市町村ごとにはばらつきがみられます。この傾向は、「2 家族形態・ライフスタイルの多様化」及び「3 就業形態の変化」においても同様です。

---

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。

※2 高齢化率：総人口における65歳以上人口の割合。

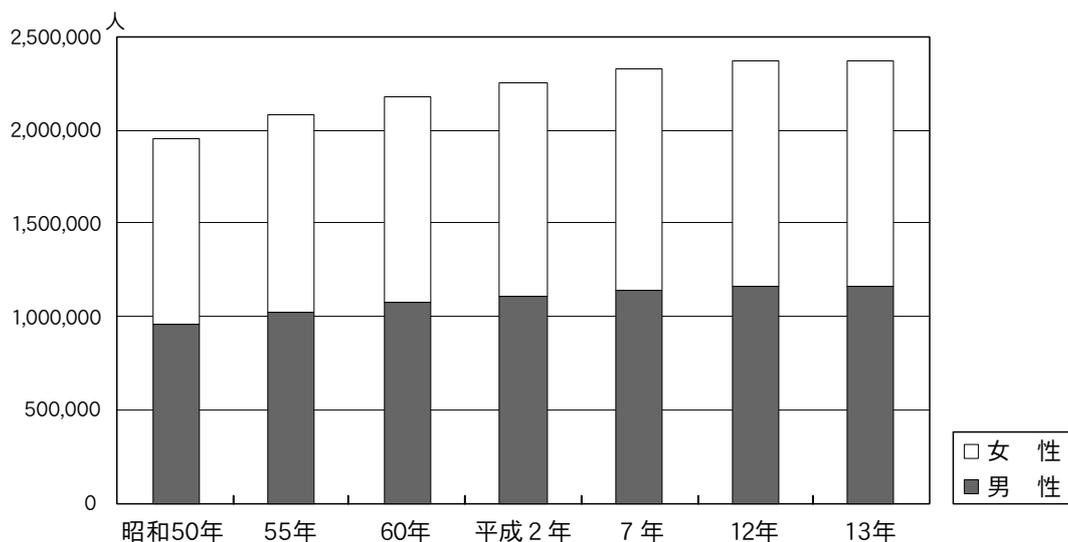
○人口の概況

- ・平成13年10月現在の人口は、2,368,591人で、このうち女性が1,209,857人で、51.1%を占めます。

■図表2-1 男女別人口

(単位：人)

年	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	13年
男性	960,245	1,025,903	1,071,741	1,105,103	1,144,739	1,158,622	1,158,734
女性	995,022	1,056,417	1,104,554	1,143,455	1,184,000	1,206,698	1,209,857
総人口	1,955,267	2,082,320	2,176,295	2,248,558	2,328,739	2,365,320	2,368,591



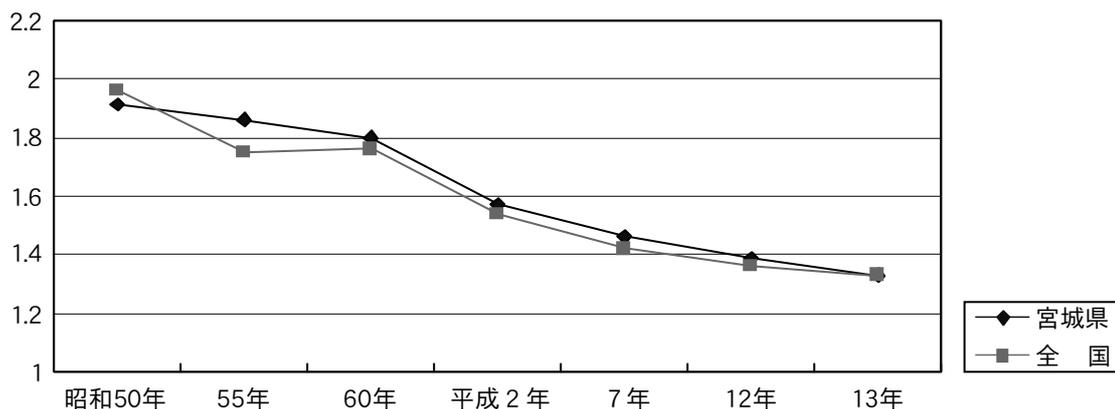
資料出所：総務省「国勢調査」、県統計課「推計人口の概要」

○合計特殊出生率の低下

- ・合計特殊出生率は、全国平均をやや上回りつつ、年々低下傾向にありましたが、平成13年には全国平均と同じ数値（1.33）となっています。

■図表2-2 合計特殊出生率の推移

	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	13年
宮城県	1.91	1.86	1.80	1.57	1.46	1.39	1.33
全 国	1.96	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.33



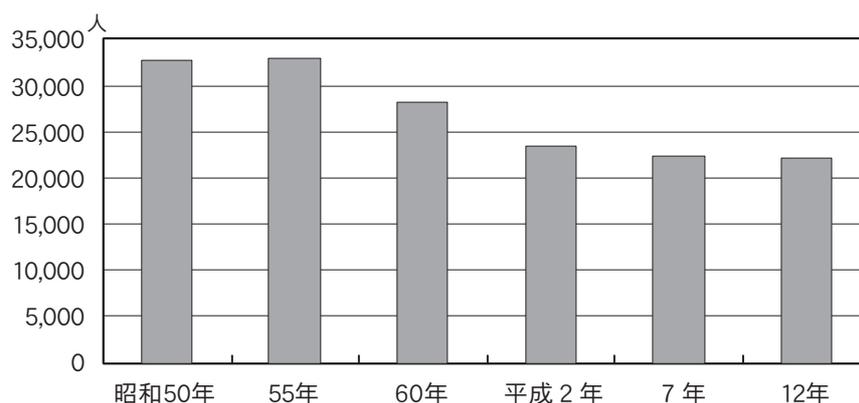
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

- ・出生数は、平成2年 23,324人、平成7年 22,267人、平成12年 22,154人と減少しています。

■図表2-3 出生数の推移

(単位：人)

年	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年
出生数	32,760	32,793	28,025	23,324	22,267	22,154



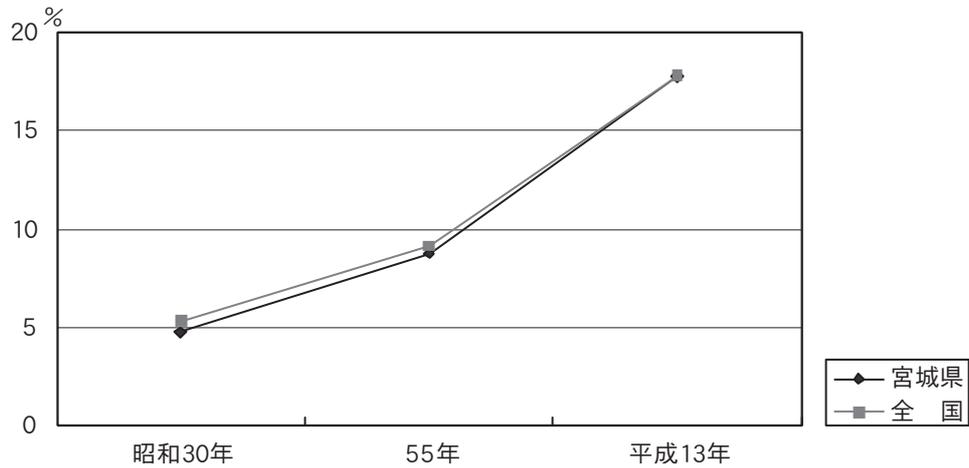
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

## ○高齢化の進展

- ・平成13年10月現在，高齢化率は17.7%となっています。

■図表2-4 高齢化率 (単位：%)

	昭和30年	55年	平成13年
宮城県	4.7	8.7	17.7
全 国	5.3	9.1	17.7



資料出所：総務省「国勢調査」，県統計課「推計人口の概要」

## 2 家族形態・ライフスタイルの多様化

平成12年の宮城県の<sup>※3</sup>一般世帯数は831,669世帯で、平成7年からの5年間で56,839世帯、7.3%増加しましたが、一世帯当たりの平均人員は、平成7年の2.97人から2.80人へと減少しています。

昭和55年から平成12年までの一般世帯の家族類型別割合の推移をみると、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」が上昇し、「夫婦と子ども世帯」が低下しており、また、平成12年には高齢者のみの世帯が1割を占めるようになりました。

平均初婚年齢は、夫、妻とも上昇傾向にあります。また、未婚率では、男女とも各年齢階級層で上昇しており、晩婚化の傾向を反映しています。未婚率は市部では郡部より高いものの、平成12年では平成7年に比べて市部と郡部との差がやや小さくなっています。

このように、ライフスタイルや結婚観の変化等に伴い、家族形態の多様化も進んでいます。都市化や小世帯化の進展により、地域の間人関係が希薄化する中、日常生活を過ごす地域社会には、これまでとは異なる新たな役割が期待されるところです。

---

※3 一般世帯数：世帯総数－施設等の世帯。

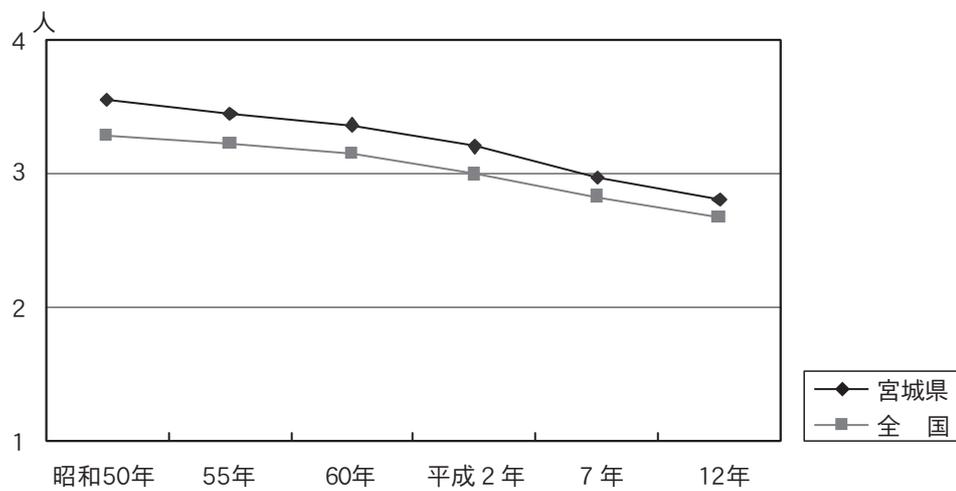
○一世帯当たり人員の減少

- ・平成12年の一般世帯の一世帯当たりの平均人員は2.80人で、平成7年の2.97人から0.17人減少しています。

■図表2-5 一世帯当たりの人員の状況

(単位：人)

	宮城県	全 国
昭和50年	3.55	3.28
55年	3.44	3.22
60年	3.36	3.14
平成2年	3.20	2.99
7年	2.97	2.82
12年	2.80	2.67



資料出所：総務省「国勢調査」

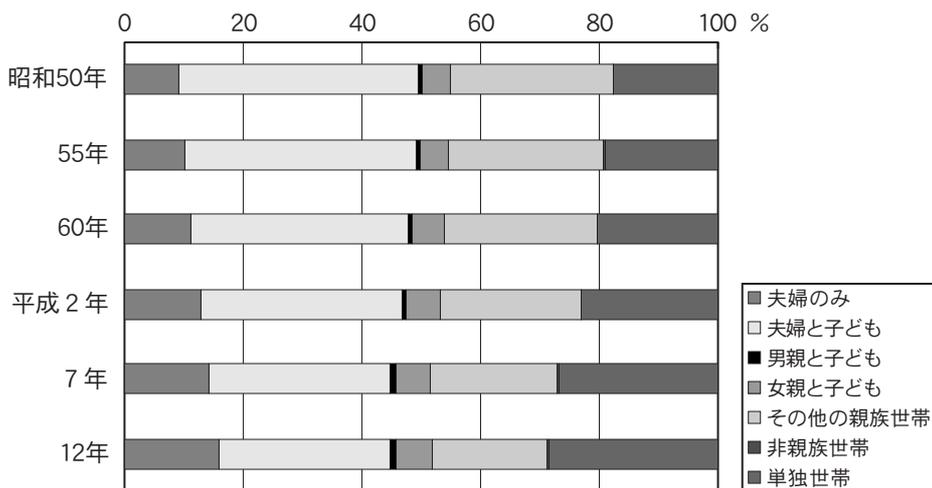
○単独世帯・夫婦のみの世帯の増加

- ・平成12年の単独世帯は237,803世帯で、一般世帯総数の28.6%を占め、平成7年に比べ29,432世帯増加しています。
- ・平成12年の夫婦のみの世帯は132,953世帯で、一般世帯総数の16.0%を占め、平成7年に比べ21,249世帯増加しています。
- ・平成12年の高齢者のみ世帯は81,921世帯で、一般世帯総数の9.9%を占め、平成7年に比べ25,432世帯増加しています。

■図表2-6 一般世帯の家族類型①

(単位：世帯)

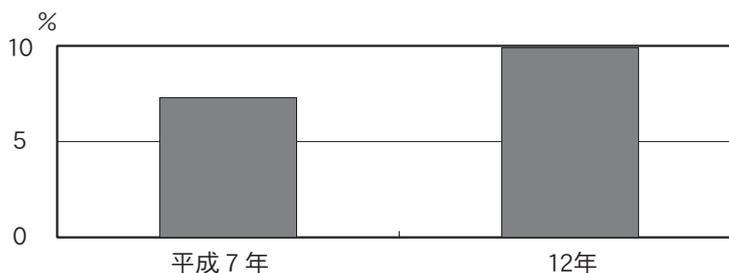
区分	総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯
昭和50年	542,451	50,621	218,772	3,340	24,498	149,641	715	94,864
55年	597,218	60,612	232,986	3,924	27,842	157,073	677	114,104
60年	639,197	72,164	233,808	4,774	33,328	164,602	639	129,882
平成2年	692,436	89,601	233,929	5,853	38,625	165,149	627	158,652
7年	774,830	111,704	236,533	7,231	44,559	164,270	2,162	208,371
12年	831,669	132,953	238,612	8,352	52,209	158,785	2,955	237,803



資料出所：総務省「国勢調査」

■図表2-7 一般世帯の家族類型②

年	65歳以上のみ一般世帯	
平成7年	56,489世帯	7.3%
12年	81,921世帯	9.9%



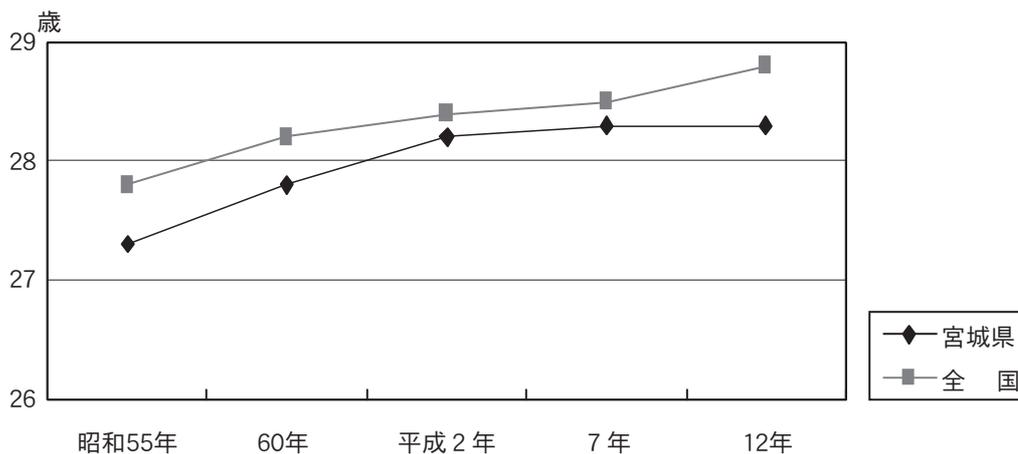
資料出所：総務省「国勢調査」

○平均初婚年齢の上昇

- ・平成12年（夫28.3歳，妻26.4歳）は，昭和55年（夫27.3歳，妻24.8歳）に比べて上昇しています。

■図表2-8 夫の平均初婚年齢 (単位：歳)

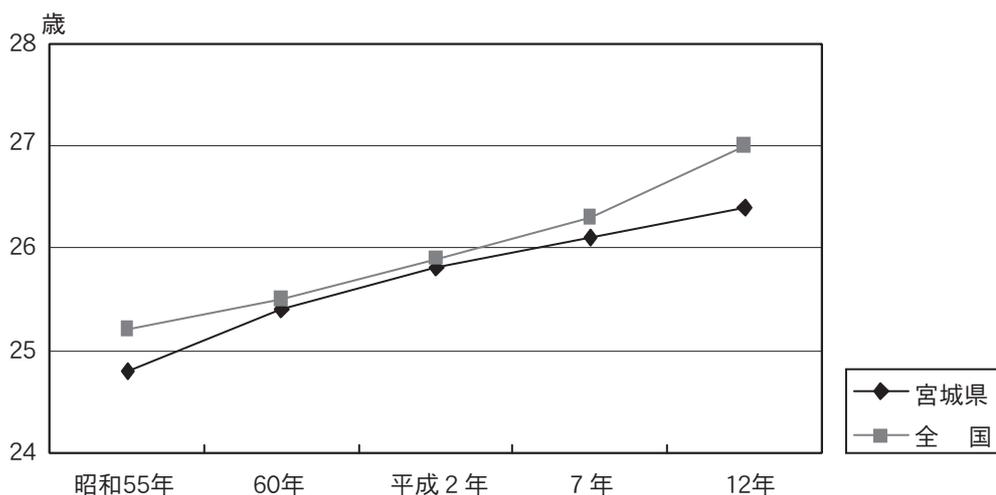
	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年
宮城県	27.3	27.8	28.2	28.3	28.3
全 国	27.8	28.2	28.4	28.5	28.8



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

■図表2-9 妻の平均初婚年齢 (単位：歳)

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年
宮城県	24.8	25.4	25.8	26.1	26.4
全 国	25.2	25.5	25.9	26.3	27



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○未婚率の上昇

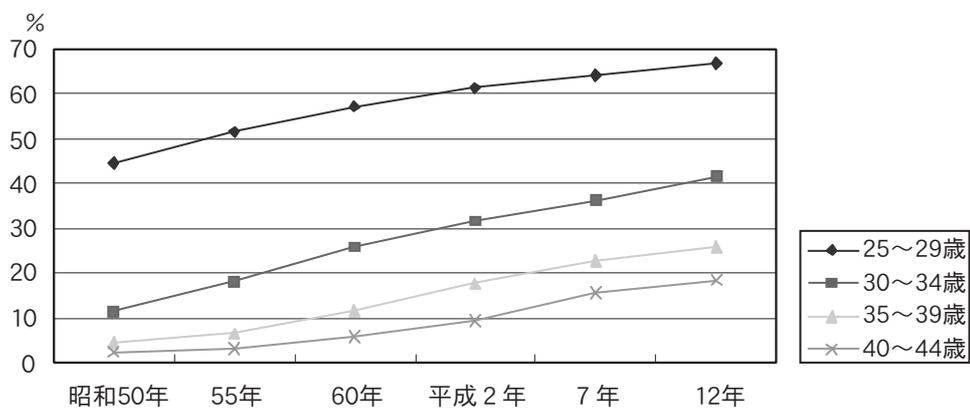
- ・平成12年（男32.4%：女24.4%）は、平成7年（男32.3%：女24.1%）に比べて上昇しています。

■図表2-10 年齢階級別未婚率

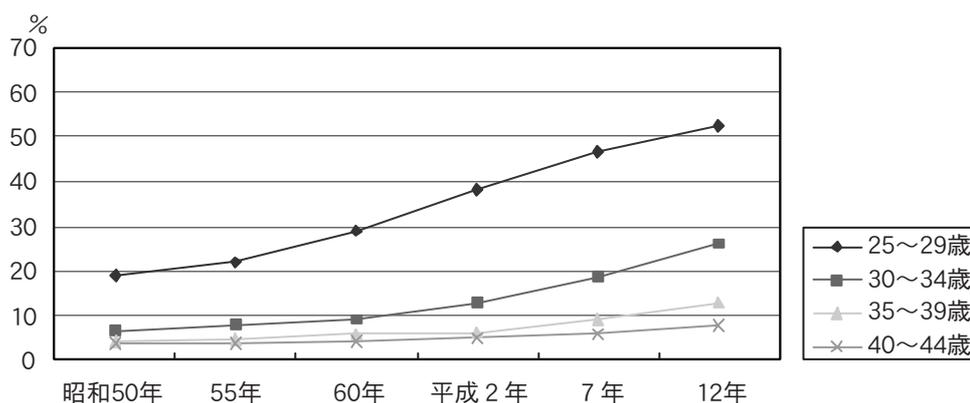
(単位：%)

性別	年齢	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年
	男性	25～29歳	44.3	51.6	57.3	61.2	64.3
	30～34歳	11.7	18	26	31.8	36.4	41.6
	35～39歳	4.5	6.7	11.5	17.8	22.7	25.8
	40～44歳	2.4	3.4	5.7	9.5	15.6	18.5
女性	年齢	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年
	25～29歳	19.2	22	29	38.3	46.6	52.6
	30～34歳	6.5	7.9	9.2	13	18.6	26.1
	35～39歳	4.3	4.6	5.7	6.4	9.1	12.9
	40～44歳	3.8	3.6	4	4.9	5.7	7.8

男性



女性



資料出所：総務省「国勢調査」

### 3 就業形態の変化

バブル経済崩壊後の景気低迷とともに、雇用をめぐる環境は厳しさを増し、失業率も最高水準となっています。このような中で、女性の就業の状況をみると、就業者全体に占める女性の割合は年々高まってはいますが、その雇用形態はパート・アルバイトや派遣労働などです。

また、依然として固定的な性別役割分担意識のもとで、女性が家事・育児・介護の多くを担っており、「仕事も家庭も」という二重の負担を背負っている状況にあります。

一方、女性の<sup>※4</sup>年齢階級別労働力率を見た場合、台形カーブを描く男性と大きく異なり、30～34歳層が谷となる、いわゆるM字カーブがみられます。このことから、出産・育児期に当たると考えられる30歳代前半の多くの女性が、この時期に仕事を中断し、子育てが一段落した30歳代後半から40歳代後半にかけて再就職する傾向がうかがえます。

今後は、男女ともに仕事と家庭での責任をバランスよく果たせるような環境が求められており、また、これが実現すれば、女性の就業はさらに増える可能性があります。

---

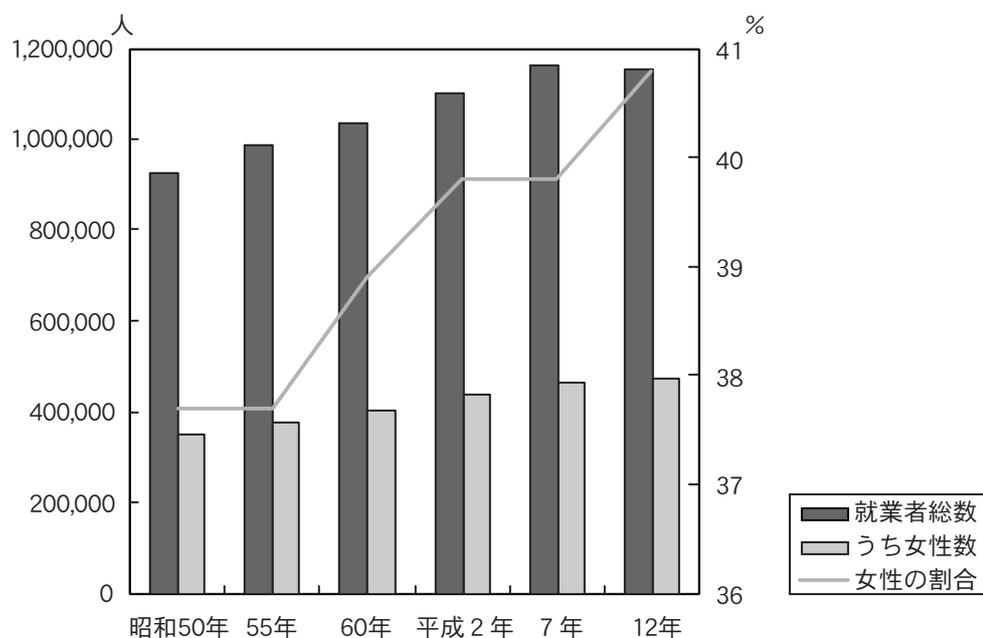
※4労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

### ○女性の就業率の上昇

- 平成12年の女性就業者（労働力人口－完全失業者）は470,726人で、平成7年の462,958人に対して、7,768人増加しています。
- 就業者全体に占める女性の割合は39.8%から40.8%に増加しています。
- 平成12年の男性就業者は682,685人、平成7年の700,988人に対して、18,303人の減となっています。

■図表2-11 女性の就業者 (単位：人)

	就業者総数	うち女性数	女性の割合
昭和50年	923,777	347,894	37.7%
55年	988,719	372,269	37.7%
60年	1,035,245	402,657	38.9%
平成2年	1,101,276	438,071	39.8%
7年	1,163,946	462,958	39.8%
12年	1,153,411	470,726	40.8%



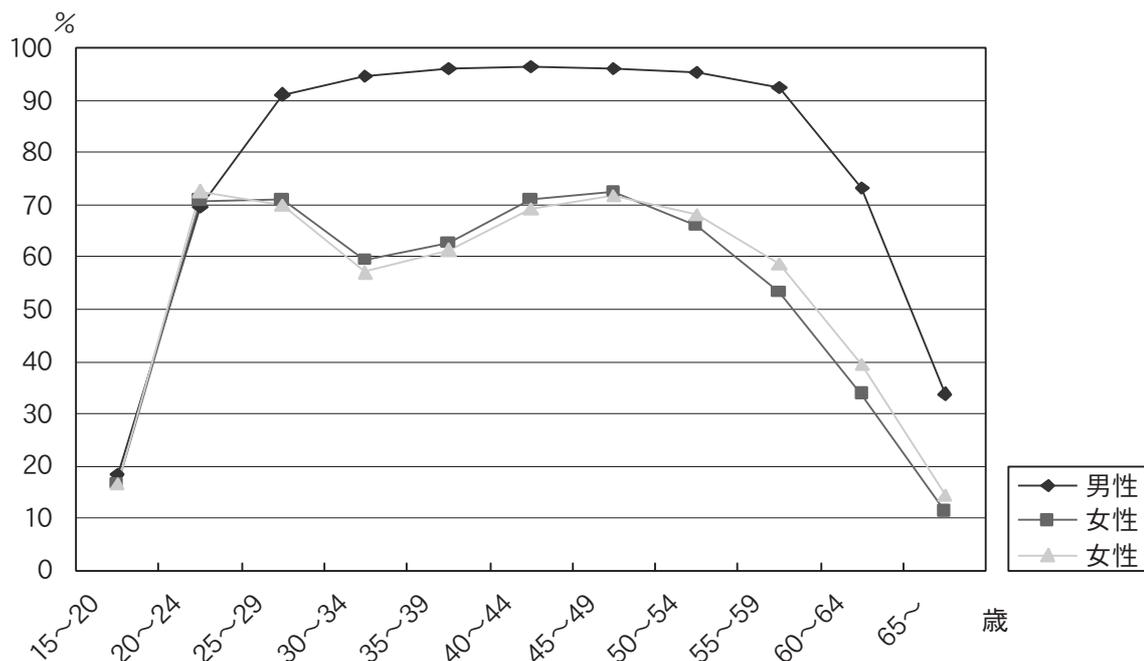
資料出所：総務省「国勢調査」

○依然として解消されないM字カーブ

- ・女性の年齢階級別労働力率は、平成12年調査においても、出産・子育て期の30歳代前半が谷となるM字カーブを示しています。

■図表2-12 年齢階級別の女性の労働力率

	年齢	15～20	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
宮城県	男性	18.2	69.7	91.2	94.6	96	96.4	96.1	95.5	92.4	73.1	33.8
	女性	16.6	70.8	70.9	59.5	62.7	71	72.4	66	53.3	33.8	11.3
全 国	女性	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4



資料出所：総務省「国勢調査」

## 第3章 男女共同参画の 実現のための施策

- 1 社会全体における男女共同参画の実現
- 2 家庭における男女共同参画の実現
- 3 学校における男女共同参画の実現
- 4 職場における男女共同参画の実現
- 5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現
- 6 地域における男女共同参画の実現

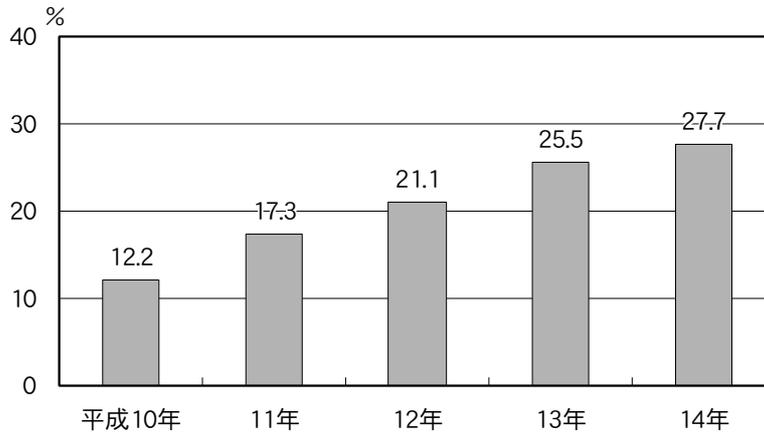
## 第3章 男女共同参画の実現のための施策

### 1 社会全体における男女共同参画の実現 ―男女平等社会へのシステム・チェンジャー―

#### 【現状と課題】

- 県の審議会等委員への女性登用率は、平成10年3月の12.2%から平成14年4月には27.7%までに増加するなど、政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの不十分です。
- 市町村の審議会等委員への女性登用率は、着実に伸びてはいるものの市町村間には格差があります。
- 事業所、労働組合、自治会等の各種団体においても、方針決定過程への女性の参画が不十分であり、また、分野によって格差があります。
- 県民意識調査では、男性の2人に1人、女性の3人に1人が「男は仕事、女は家庭という考え方」に「同感する」「どちらかといえば同感するほう」と回答しています。このような性別による固定的な役割分担意識や「男だから」「女だから」という意識や偏見は、今もなお、家庭、職場、地域等の中に根強く残っており、それらが男女の活動分野を狭め、あらゆる分野への男女の参画を阻む原因となっています。そのため、特に女性は不平等だと感じています。
- メディアにおいて、性別による役割分担や性の商品化、過激な性・暴力を助長・連想させるような表現が見受けられます。

■図表 3-1 県の審議会等委員における女性の登用率

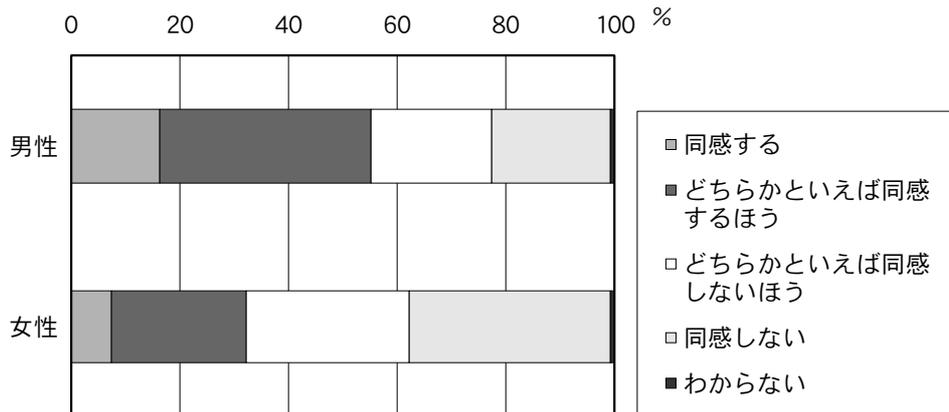


資料出所：県男女共同参画推進課調べ

■図表 3-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合

(単位：%)

	男性	女性
同感する	16	7
どちらかといえば同感するほう	39	25
どちらかといえば同感しないほう	22	30
同感しない	22	37
わからない	1	1



資料出所：県環境生活部「男女共同参画に関する県民意識調査」(平成8年調査)

## 【基本目標】

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画の実現の基盤となるものであり、あらゆる分野に女性の意見や考えを反映させることができるように政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度を作り上げます。また、慣行を見直すとともに一人ひとりの人間として男女の人権を尊重する取り組みを強化します。

## 【施策の方向】

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画

多様な考え方を活かした豊かで住みよい社会を築いていくためには、女性の社会参画が重要であり、各種審議会等委員等への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体に対して女性の参画促進を呼びかけます。

施策の項目	担当部
1. 県の審議会等委員への女性登用の推進	総務部, 環境生活部
2. 市町村の審議会等委員への女性登用拡大の働きかけ	環境生活部
3. 産業団体・労働団体等の役員への女性登用拡大の働きかけ	産業経済部
4. 県の管理職への女性職員登用の推進	総務部, 教育庁
5. 県外郭団体・市町村等の管理職への女性職員の登用拡大の働きかけ	総務部

### (2) 性別による役割分担意識の解消

男女共同参画を実現していく際の根本的な障害である性別による固定的な役割分担意識を解消するための啓発活動を推進します。また、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場面で、男女のこれまでの立場の違いなどにより結果的に平等に機能していない慣習・慣行について、その見直しのための啓発を行います。

施策の項目	担当部
6. 男女共同参画に関する講座の開催・講師の派遣	環境生活部, 教育庁
7. 男女共同参画を推進するための講演会・イベント等の開催	環境生活部, 産業経済部
8. 各種メディアの幅広い活用による啓発活動の実施	環境生活部

### (3) 男女共同参画の視点による広報・啓発活動の実施

男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めます。また、メディアや広報を実施する企業・団体に対し、性差別的な表現をなくすための自主的な取組が行われるように理解と協力を求めるとともに、※メディア・リテラシーの向上を図るための啓発を進めます。

施 策 の 項 目	担 当 部
9. 男女共同参画の視点に立った県広報とガイドラインの作成の検討	環境生活部
10. メディアや広報を実施する企業・団体に対する自主的な取組への働きかけ	環境生活部
11. 性差別表現を批判的な視点でとらえる能力を高める学習機会の提供	環境生活部

(4) 調査・研究, 情報の収集・提供の充実

定期的な県民意識調査・情報収集や専門機関などと連携した調査研究を行い, 現状の問題点や課題を把握し, 男女共同参画の施策に反映させます。

また, 県及び市町村の男女共同参画にかかわる全ての情報を集中・ネット化し, すべての県民と情報の共有が可能になるように努めます。

施 策 の 項 目	担 当 部
12. 県民の意識や実態等の定期的調査の実施	環境生活部
13. 国, 都道府県, 市町村, 企業, 団体等の情報を収集, 整理し, 県民等へ提供	環境生活部

---

※5 メディア・リテラシー：テレビや新聞, 雑誌, 広告などメディアからの情報を主体的に選択し, 内容を分析・読解し, 活用できる能力やメディアを適切に選択し, 発信する能力のこと。

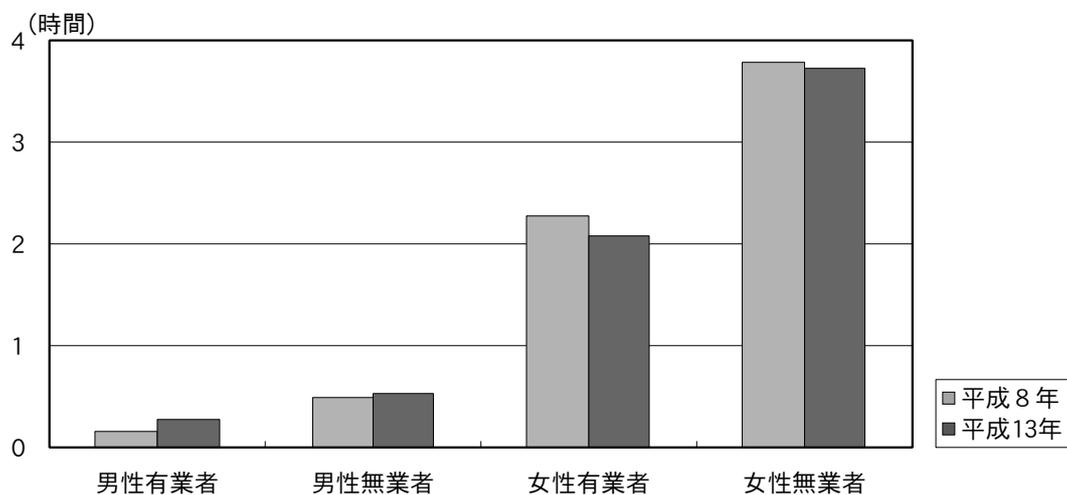
## 2 家庭における男女共同参画の実現 ― 共生と幸せの原点 ―

### 【現状と課題】

- 生活時間のうち、一日の家事、育児、介護・看護を行っている時間は、平成13年調査で、男性有業者17分、男性無業者33分、女性有業者2時間5分、女性無業者3時間44分であり、職業の有無にかかわらず、家事・育児・介護等の多くは女性が担っています。男性がこれらの活動に積極的にかかわり、女性の負担軽減を図ることができる支援体制が求められています。
- 核家族化、地域の間人関係の希薄化などにより、育児・介護等の機能低下や家族の孤立などがさまざまな問題を引き起こしています。
- ひとり親家庭は増加傾向にあり、子育てや経済面での支援が必要です。
- 高齢者が、家事、健康管理などの生活能力を身につけるとともに、経済的自立ができるような支援が必要です。
- 女性は、生物学的に妊娠や出産など男性と異なる機能を有することから、男女が互いの身体的特性を十分理解し、認識を深めていくことが必要です。
- 女性への暴力に関する相談は、平成13年度では532件と前年度の1.4倍となっており、年々増加しています。女性への暴力は固定的な役割分担意識や経済的自立の困難さ、優劣のある関係などに根ざすものですが、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭の問題として見過ごされてきました。
- 男性（夫・恋人・元夫・元恋人など）からの暴力、ストーカー行為等の女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重される社会環境をつくとともに、被害女性への支援体制を整備することが必要です。

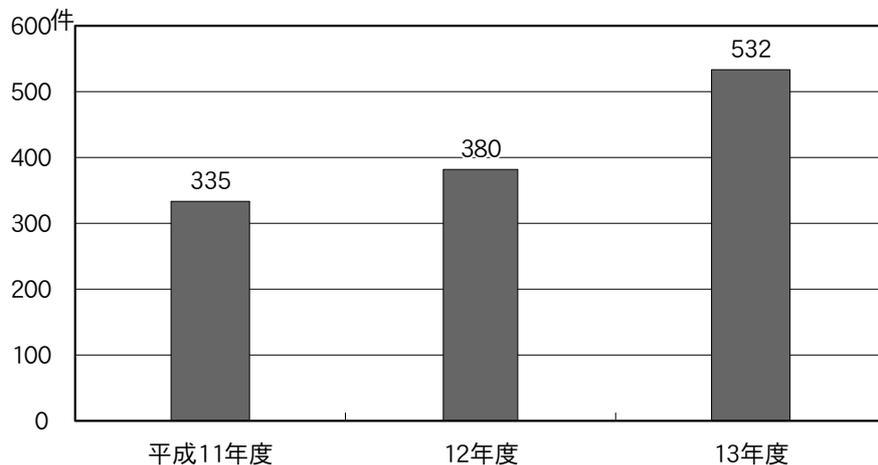
■ 図表 3 - 3 「家事」「介護・看護」「育児」に係る生活時間

	平成 8 年	13 年	増減
男性有業者	10分	17分	+ 7 分
男性無業者	29分	33分	+ 4 分
女性有業者	2 時間17分	2 時間 5 分	- 12分
女性無業者	3 時間48分	3 時間44分	- 4 分



資料出所：総務省「社会生活基本調査」

■ 図表 3 - 4 婦人相談所・福祉事務所への暴力・酒乱相談件数



資料出所：県子ども家庭課調べ

## 【基本目標】

男女が共に責任を担い、家庭での活動とその他の活動とのバランスのとれた生活を営むことは、男女共同参画社会の基本的な考え方です。家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であることから、家族を構成する男女が、相互の協力のもとに、家事・育児・介護等に当たることのできる環境の整備を図るとともに、互いの人権を尊重しあう意識の啓発に努めます。

## 【施策の方向】

### (1) 共に築く家庭生活への支援

男女が、家事・育児・介護等の家庭における活動について、家族の一員として相互に協力しながら、責任を担う意義を学び、必要な知識・技術を身につけるための研修などを実施します。

施策の項目	担当部
14. 互いに支え合う社会的機運の醸成	環境生活部, 保健福祉部, 教育庁
15. 男女が協力し、責任を担うという意識の啓発・学習機会の提供	環境生活部, 産業経済部, 教育庁

### (2) 子育て支援

結婚観やライフスタイルの変化等により少子化が進んでいる中、子どもを持った男女や子どもを持ちたい男女が、安心して子どもを産み育てられるように、多様で質の高い保育サービスの整備・充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めるとともに、地域に密着した子育て支援施設の整備を促進します。

施策の項目	担当部
16. 保育所の整備と保育サービスの充実	保健福祉部
17. 地域の子育て支援	保健福祉部
18. 児童館等の整備促進	保健福祉部
19. 子育て講座の開設	保健福祉部, 教育庁
20. 相談事業等の充実と各相談機関相互の連携強化	環境生活部, 教育庁

### (3) 介護支援

介護者を支援するために、高齢者を社会全体で支えていく体制の整備を図るとともに、利用者の視点に立った情報提供や相談・支援体制の整備を図ります。また、男女が共に介護に携わることの重要性から、介護知識や介護技術の習得のための講座への男性の参加を呼びかけます。

施 策 の 項 目	担 当 部
21. 介護保険制度の適正利用の促進	保健福祉部
22. 介護に携わる人材の養成・確保	保健福祉部
23. 情報提供や相談・支援体制の整備・促進	保健福祉部
24. 男性への介護知識や介護技術の普及	保健福祉部

#### (4) 高齢者の自立支援

高齢者が経済的・社会的に自立するための施策の充実を図るとともに、生き生きと安心して快適に暮らすことができるような生活環境の整備を推進します。

施 策 の 項 目	担 当 部
25. 就労支援	保健福祉部, 産業経済部
26. 社会全体のバリアフリー化の推進	保健福祉部, 土木部
27. 仲間づくり, 生きがいつくり, 健康づくりなどの活動の支援	保健福祉部, 教育庁

#### (5) 生涯を通じた心とからだの健康づくりへの支援

女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育や相談体制を充実させるとともに、思春期, 妊娠・出産期, 更年期, 高齢期等各ステージに応じて、女性の健康の保持増進を図ります。

また、「※性と生殖に関する健康と権利」に関する考え方を広く社会に浸透させ、男女が正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

施 策 の 項 目	担 当 部
28. 生涯を通じた女性の健康保持増進の支援	保健福祉部, 教育庁
29. 妊娠・出産期における母子の健康確保の推進	保健福祉部, 教育庁
30. 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着	環境生活部, 保健福祉部, 教育庁

#### (6) 男女間における暴力の根絶

暴力は性別や関係性を問わず、決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を行います。また、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進します。

また、婦人相談所や警察署等の被害相談等における相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が相互に協力し、緊密な連携のもと、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に行う体制づくりを進めます。

施 策 の 項 目	担 当 部
31. 暴力を根絶し，発生を防ぐための意識啓発	保健福祉部，警察本部
32. 関係機関の取組の推進と連携強化	保健福祉部，警察本部
33. 一時保護の充実	保健福祉部
34. 被害者へのカウンセリング・相談体制の充実	保健福祉部，警察本部
35. 被害者への自立生活の支援・情報提供	保健福祉部
36. 被害者の自立を総合的に支援する拠点施設の整備	保健福祉部

---

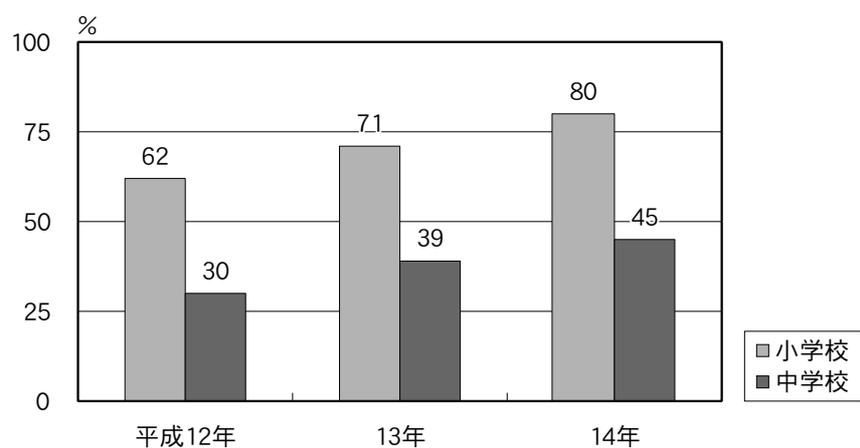
※6 性と生殖に関する健康と権利：リプロダクティブ・ヘルス／ライツのこと。平成6年にカイロで開かれた国連の国際人口・開発会議で提唱された。女性と男性を含むすべての人々の生涯にわたる性と生殖に関する健康と、それを達成する権利のことで、その中心課題には、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、子どもを産むかどうか、産むならばいつ、何人産むかを決定する自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。これらに関連して、思春期や更年期、健康上の問題等男女の生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

### 3 学校における男女共同参画の実現 ― 自立と共生の心を育む ―

#### 【現状と課題】

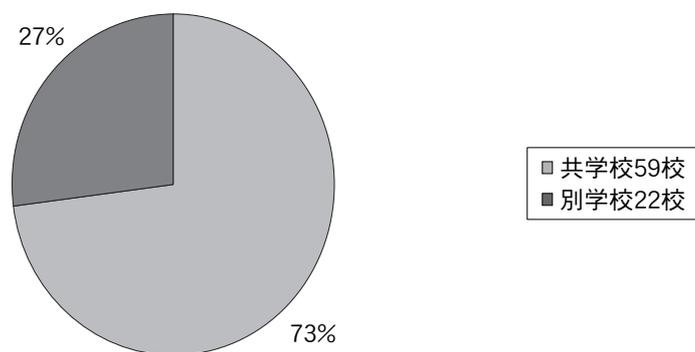
- 学校は、他分野に比して男女平等であると思われる分野ですが、教科の指導とともに、学校の運営や慣習がより平等なものとなることが重要です。この観点からみると、例えば、男女混合名簿の導入は進みつつあるものの、平成14年では小学校80%に対して、中学校は45%にとどまっています。
- 高校生という多感な時期に、男女が共に学び、理解し、成長し合う場を日常的に設けることが教育環境として望ましく、社会の在り方の反映である学校においては、男女が別々に学ぶよりも共に学ぶ方が自然です。宮城県の県立高校の男女別学率は27%であり、他県と比して著しく高い数字となっています。
- 進路の決定において、生徒一人ひとりが、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する能力を身に付け、幅広い分野に進むことができるように男女平等の視点に立った指導のあり方が求められます。
- 教育の場での男女の人権・平等への取組を充実させるために、教職員に対する効果的な研修が望まれます。
- 性行動の低年齢化や売買春等が社会問題となっている中、望まない不用意な妊娠や性感染症が増加する傾向にあることから、これまでの性教育を見直し、教育全体の中で性の問題に取り組む必要があります。

■図表 3－5 男女混合名簿導入率



資料出所：県義務教育課・仙台市教育指導課調べ

■図表 3－6 県立高校（全日制（本校・分校））の共学・別学状況（平成14年4月）



資料出所：文部科学省「学校基本調査」

## 【基本目標】

人間の意識や価値観は、幼少期からの教育環境により影響を受け形成される面が強く、学校教育が果たす役割は大きいことから、学校教育の場で、人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力を児童・生徒、教師、保護者に根付かせるよう努めます。

## 【施策の方向】

### (1) 県立高校における男女共学化

男女共同参画の推進という視点に立って、男女別学校については、関係者の理解を得ながら、全て男女共学化を推進します。

施策の項目	担当部
37. 「県立高校将来構想」の着実な実現	教育庁

### (2) 男女平等教育の推進

自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。特に進路においては、女子は男子に比べ人文系に偏る傾向がありますが、生徒一人ひとりが主体的に多様な分野から進路選択ができるよう、保護者や児童・生徒に対する指導を進めます。

施策の項目	担当部
38. 教職員の男女共同参画に関する理解の促進	教育庁, 保健福祉部
39. 児童・生徒が男女の固定的なイメージを持つことのないような指導や学校運営	教育庁
40. 学校行事等を活用した保護者に対する意識啓発	教育庁
41. 男女共同参画の視点に立った教材の充実	環境生活部, 教育庁

### (3) 健康教育の推進

性に対する正しい知識を児童・生徒の発達に応じて身につけさせ、人間の尊厳に関する教育を行うとともに、生命の尊厳や性に関する学習機会を充実させます。

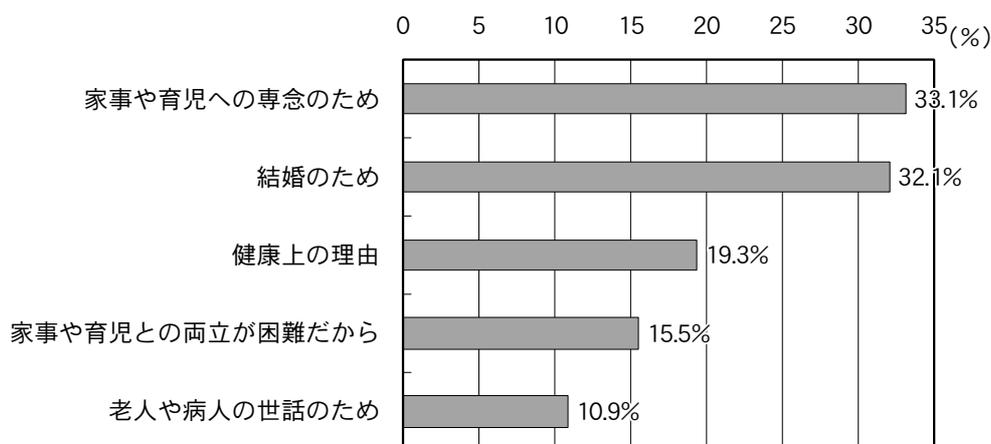
施策の項目	担当部
42. 性に関する教育の充実	教育庁
43. 児童・生徒の男女の人権に配慮した相談体制の整備	教育庁

#### 4 職場における男女共同参画の実現 — 女性の活躍はトップの誇り・企業の誇り —

##### 【現状と課題】

- 男女雇用機会均等法など法的整備は進んできていますが、賃金・昇進などの実質的な男女の格差は解消に至っていません。
- 価値観やライフスタイルの変化に伴い、パートタイム労働、派遣労働、在宅就労など、就業形態が多様化しており、良好な就業環境の整備が必要です。
- 県民意識調査によると女性が仕事を辞めた理由は、「家事や育児への専念のため」が33.1%、「家事や育児との両立が困難だから」が15.5%となっており、出産や育児期にある女性が就業を継続できず、仕事を辞めています。
- 女性の年齢階級別労働力率を見ると出産や育児期に当たる30歳代の女性が一旦仕事をやめ、40歳代以降再度働き始める傾向にあります。再就職をする際、いわゆる「正社員」となることが困難です。
- 育児・介護休業制度があるものの内容がよく認知されておらず、また、職場に育児・介護休業をとりにくい雰囲気があることが指摘されています。男女が共に家庭や地域で過ごす時間を確保し、バランスのとれた生活を実現するためには、育児・介護休業制度等の実質的な普及を促進するなど支援体制の整備が必要です。
- 女性労働者の職域拡大や職業能力の向上を図るための情報提供や職業訓練の充実が必要です。
- 基礎年金の第3号被保険者の保険料や所得税等の配偶者控除のあり方が検討される中で、男性を主たる家計の担い手とし、女性をその被扶養者と位置づけるような世帯単位の見方を改める必要があるとの議論がなされています。

■図表3-7 仕事をやめた理由（複数回答）



資料出所：県環境生活部「男女共同参画に関する県民意識調査」（平成8年調査）

## 【基本目標】

就業は、人々の生活を支える基本的な要素であり、男女が共に生き生きと働きつづけることのできる就業環境づくりは、男女共同参画の実現にとって重要です。このため、職場において、男女が共にその個性と能力を十分に発揮し、職業生活と家庭生活とが両立できるように男女個人、団体、企業への意識啓発と法意識の徹底など就業環境の整備に努めます。

## 【施策の方向】

### (1) 職場での均等な機会と待遇の確保

実質的な男女の均等確保の実現に向けて、男女雇用機会均等法の遵守や事実上生じている男女間の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について理解と促進を図るための啓発活動を推進します。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止など、女性が働きやすい環境の整備を促進します。さらに、パートタイム労働者に対して、通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を促進します。

施策の項目	担当部
44. 男女雇用機会均等法・労働基準法など関係法令の周知徹底	産業経済部
45. 企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	環境生活部, 産業経済部
46. セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	環境生活部, 保健福祉部, 産業経済部
47. 労働相談・情報提供体制の充実	産業経済部
48. 男女共同参画に取り組む企業の表彰などによる支援	環境生活部, 産業経済部
49. 実態把握のための調査の定期的実施	環境生活部, 産業経済部

### (2) 仕事と育児・介護の両立支援

働く男女が、安心して子どもを産み、育て、また家族を介護することができるように、仕事と育児・介護の両立に関して、企業の意識啓発を推進します。また、育児・介護休業の取得や職場復帰がしやすいなど、就業者が働きやすい環境の整備を促進します。

施策の項目	担当部
50. 多様な保育サービスの充実	保健福祉部, 産業経済部
51. 男女の育児・介護休業制度の普及促進	産業経済部
52. 制度を利用しやすい職場の環境づくりの促進	産業経済部
53. 勤務時間の短縮など休業以外の支援制度の普及促進	産業経済部
54. 放課後児童対策の促進	保健福祉部

### (3) 職業能力開発の支援

女性の職業能力の向上を図っていくための機会を充実するとともに、多様な就業ニーズを踏まえ、女性が主体的に職業選択を行い、意欲と能力に応じた処遇で生き生きと働くことができるよう支援に努めます。また、出産、育児のために退職した女性に対して、再就職のための支援に努めます。

施 策 の 項 目	担 当 部
55. 職業能力の開発機会の提供	産業経済部
56. 性別にとられない職業の選択と働き方を可能にするための意識啓発・環境整備	産業経済部
57. 再就職を希望する女性の職業能力の向上と再就職のための相談・情報提供	産業経済部
58. 短時間労働・フレックスタイム制度・在宅就労など多様な就業形態の女性労働者に対する支援	産業経済部
59. 労働時間の短縮の促進	産業経済部

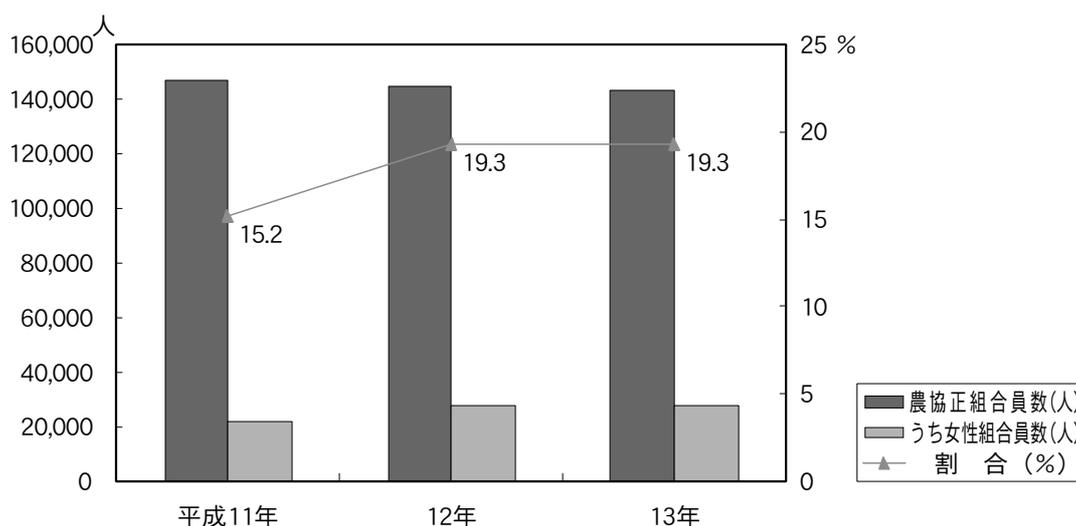
## 5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 ―ともに働き 輝きある暮らし―

### 【現状と課題】

- 農山漁村地域において女性は、農林水産業の重要な担い手であるとともに、近年は※7 アグリビジネスの分野でも重要な役割を担っていますが、平成13年では、農協正組合員に占める割合は19.3%、漁協正組合員においては3%であるなど、方針決定は男性中心に行われることが多い。
- 商工自営業においても、女性経営者または家族従業者に対する支援が求められます。
- 方針決定の場へ女性が参画を拡大するために、女性自身も意識や能力の向上を図り、組織等に残る固定的な性別役割分担意識を変革することが求められます。
- 農林水産業・商工自営業に女性が果たす役割について、十分認識・評価されず、働きに見合った報酬・給与を受け取っていないといわれています。
- 事業活動と家庭生活との区分があいまいで、労働時間や休日等が不明確になりがちです。
- 起業しようとする女性に対して、積極的にノウハウの習得機会の提供、資金確保等の支援が必要です。

■図表3-8 農協正組合員数に占める女性の割合

	平成11年	12年	13年
農協正組合員数(人)	146,414	144,278	143,349
うち女性組合員数(人)	22,207	27,793	27,667
割合(%)	15.2	19.3	19.3



資料出所：県産業人材育成課調べ

## 【基本目標】

女性は事業の重要な担い手であり、女性の参画に対する期待は大きいことから、男女が共に対等な構成員として、その持てる力を十分発揮し、評価され、さらに方針の立案及び決定の場に参画しあい、生き生きと満足感をもって生活するための環境整備を推進します。

## 【施策の方向】

### (1) 経営への女性の参画促進

女性の働きに対する適正な評価が図られるよう、女性の農林水産業・商工自営業経営の方針決定過程への参画を促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備を推進します。

施策の項目	担当部
60. 女性の経営参画を促進するための研修会等の支援	産業経済部
61. 女性組織のネットワークづくりの推進とリーダー育成	産業経済部
62. 農業における家庭内のルールづくりを推進するため、 <sup>※8</sup> 家族経営協定の普及の促進	産業経済部
63. 商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発	産業経済部

### (2) 起業支援

起業しようとする女性の育成・支援のために、資金調達の支援と情報を提供するとともに、相談や経営指導の充実を図り、女性経営者のネットワーク化を推進します。

施策の項目	担当部
64. 起業を目指す女性に対する情報提供・相談・経営指導・融資等の支援	産業経済部
65. 女性起業家・経営者等の交流・連携の促進	産業経済部
66. 団体等が実施する起業家等に対する研修等に女性の参画の働きかけ	産業経済部
67. 起業事例の収集・情報提供	産業経済部

<sup>※7</sup> アグリビジネス：①農産物を生産しながら同時に加工や販売を行うこと。

②農産物を原材料にし、加工や販売を行うこと。

③農業や農村の持つ多様な資源を活用したサービスを行うこと。

<sup>※8</sup> 家族経営協定：農業経営の方針や役割分担、収益の配分方法、労働時間、休日などの就業条件、生活運営等について家族構成員の話し合いにより取り決めて明文化すること。

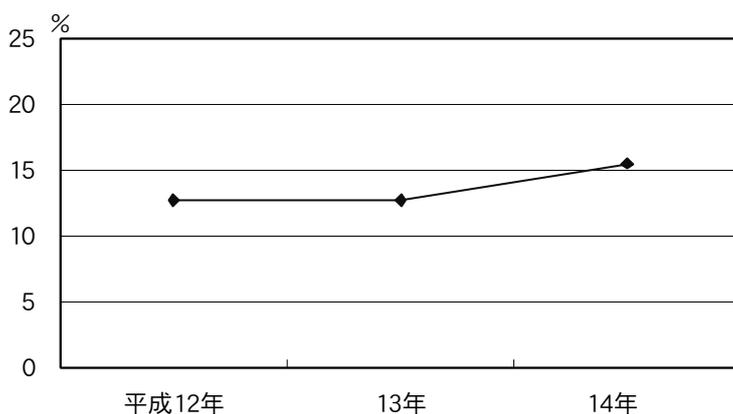
## 6 地域における男女共同参画の実現 — 新しい生活文化の創造 —

### 【現状と課題】

- 職場だけに生きがいを求めることは困難になりつつある中、男性はいまだに職場中心のライフスタイルに偏りがちな人が多く、退職後、地域社会との結びつきが希薄になります。
- 男性が働き方を見直し、男女が相互に協力し、労働、家庭生活、地域活動とのバランスのとれた生活スタイルの実現を目指していくことが必要です。
- 一方、自治会、町内会等地域活動の代表者は男性というような固定的な役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すとともに、女性は積極的に運営や方針決定に参画することが必要です。
- 人口の流動化や小世帯化などにより旧来の地域社会のつながりが希薄化する中で、地域の子育て・介護等の機能低下や家族の孤立化等がさまざまな問題を引き起こしています。
- 男女共同参画についての課題は市町村によって異なることから、地域の実情に応じ、地域住民に密着した取組が求められます。
- 近年、NPOが地域活動等に活発に取り組むようになってきています。また、NPOの女性の社会参画の場としての役割も大きくなってきており、育成と支援が望まれます。
- 行政とNPOが、互いの特性を生かしつつ、対等な立場で、連携と協力を密にすることが求められています。

■図表3-9 男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合

	平成12年	13年	14年
市町村数	9	9	11
割合(%)	12.7	12.7	15.5



資料出所：県男女共同参画推進課調べ

## 【基本目標】

日常生活を送る場である地域を活力ある豊かなものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められることから、男女が共に責任を持ち、積極的に地域活動に参画していくことができる環境の整備に努めます。

## 【施策の方向】

### (1) 地域活動への男性の参画と女性の人材育成

これまで地域社会への参画の少なかった男性の積極的な参画を促進します。また、女性の<sup>※9</sup>エンパワメントのために、地域の女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

施策の項目	担当部
68. 地域での慣行の見直しを進めるための意識啓発の推進	環境生活部, 教育庁
69. 男性のライフスタイルの見直し, 地域活動参画への意識啓発の推進	環境生活部, 保健福祉部, 教育庁
70. ボランティア活動等の参加促進のための環境の整備	保健福祉部
71. 女性人材の発掘・育成	環境生活部, 教育庁
72. 女性人材リストの整備・積極的活用	環境生活部

### (2) NPOとの連携・協働

地域で男女共同参画に関する取組が進むよう、NPO等各種団体及び団体間の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

施策の項目	担当部
73. NPO等各種団体との連携・協働	環境生活部, 教育庁
74. 女性団体等のネットワークづくりへの支援	環境生活部

### (3) 国際的な視野での推進

男女共同参画の推進は、国際社会における活動との協調が重要なことから、国際的な取組などについての情報を収集し、県民へ提供します。また、男女共同参画の視点から国際交流活動を支援します。

施策の項目	担当部
75. 男女共同参画に関する国際社会の情報収集及び県民への提供	環境生活部
76. NPO等各種団体による国際交流活動への支援と協働	環境生活部

※9 エンパワメント：方針決定の場などに参画できる能力を身につけること。

## 第4章 推進体制

## 第4章 推進体制

基本計画を具体的に推進していくために、県の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、市町村、事業所、NPO等の各種団体、県民等との密接な連携を図り、関係施策を総合的に推進します。

### 1 庁内推進体制の整備

宮城県男女共同参画施策推進本部において進行管理を行い、諸施策の着実な推進を図ります。

- ・進捗状況報告書の作成・公表
- ・男女共同参画についての行政職員研修

### 2 市町村との連携・協働

地域の実情に応じた男女共同参画行政が推進されるよう市町村との連携・協働を図ります。

- ・男女共同参画担当窓口の明確化など推進体制の整備・充実などの働きかけ
- ・男女共同参画基本計画策定などに対する支援
- ・県・市町村及び市町村間の双方向的な情報のネットワークづくり

### 3 NPO等各種団体との連携・協働

男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援します。

情報提供等を通して活動の支援、交流機会の確保などネットワークづくりを支援します。

### 4 県民・事業者との連携

多くの県民や事業者等の参画を働きかけて事業を展開するとともに、自主的な取組への支援を行います。

### 5 男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

- ・みやぎ男女共同参画相談室の設置

# 男女共同参画の指標

## 男女共同参画の指標

- ◆ 県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組のなかで市町村や県民・事業者との連携の結果として達成が期待・予測される数値をまとめたものです。

項 目	現 況 値 (平成14年)	目 標・予 測 指 標 (平成22年度)
県の審議会等委員女性委員の割合	27.7%	40%
市町村の審議会等委員女性委員の割合	17.1%	30%
男女共同参画にかかわる講座・イベントの開催市町村の割合	38%	100%
一時保育の実施箇所※	16箇所	70箇所
延長保育の実施箇所※	80箇所	200箇所(H17)
休日保育等の実施箇所※	な し	市町村の実情に応じて推進 (H17)
乳児保育等の実施箇所※	50か所	200か所(H17)
地域子育て支援センター設置数※	34箇所	70箇所
スクールカウンセラーを配置している中学校の数	107校	221校(全校)
放課後児童クラブの整備率※(設置箇所÷小学校区数)	39.4%	50%
ファミリー・サポート・センター設置数	3箇所	8箇所
育児休業取得率	男性 0.4% 女性 56.4% (H11全国数値)	男性 10% 女性 80%
農協正組合員に占める女性の割合	19.3%(H13)	25%
農協役員に占める女性の数	3人(H13)	農協単位に理事2人以上
漁協正組合員に占める女性の割合	3%(H13)	5%
漁協役員に占める女性の数	3人(H13)	5人以上
農山漁村の女性の起業活動件数	297件(H13)	315件
家族経営協定を締結した農家数	301戸	710戸
商工会役員に占める女性の数	88人(H13)	商工会単位に役員2人以上
男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合	15.5%	50%
男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合	9.9%	50%
女性人材セミナー受講者数	142人	300人

◆前項の指標に加えて、次の事項について把握し、広く男女共同参画の状況の参考とします。

項 目	現 況 値 (平成14年)
男女の平等感 (「社会全体における男女の地位は平等か」)	男性 26% 女性 20% (全国数値)
県の管理職に占める女性の割合 (知事部局)	1.9%
市町村の管理職に占める女性の割合	6.5%
家事・介護・看護・育児に係る生活時間	男性有業 17分 男性無業 33分 女性有業 2時間17分 女性無業 3時間44分 (H13)
県立高校の共学化率 (全日制県立高校(本校・分校)のうち、男女募集を行う学校数の割合)	73%
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合	公立小学校 13.7% 公立中学校 5.9% 県立高校 3.2%
男女混合名簿導入率	公立小学校 80% 公立中学校 45% 県立高校 34%
PTA会長に占める女性の割合	11.6% (公立小中学校, 県立高校, 特殊教育学校)

※は、仙台市以外の地域を対象とした数値です。

# 参 考 資 料

宮城県男女共同参画審議会委員名簿

宮城県男女共同参画審議会の検討経過

計画策定の背景（男女共同参画に関する国内外の動き）

宮城県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法

# I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿

会長 遠藤 恵子 副会長 長谷川公一

氏 名	職 業
遠 藤 恵 子	東北学院大学教養学部教授
大 塚 真 実	株式会社ユ一企画代表取締役
○大 友 玲 子	大河原町立大河原南小学校教頭
小田中 直 樹	東北大学大学院経済学研究科助教授
○喜 多 正 行	経営コンサルタント
香 坂 閑 子	無職
小 林 純 子	MIYAGI子どもネットワーク代表
○佐 藤 啓 子	みやぎ生活協同組合
佐 藤 仁 一	岩出山町長
佐 藤 博 信	宮城県医師会常任理事
○長谷川 公 一	東北大学大学院文学研究科教授
竹 口 公 子 (H14.4から) (石 黒 静 子) (H14.3まで)	宮城労働局雇用均等室長
◎榎 石 多希子	仙台白百合女子大学人間学部助教授
増 田 隆 男	弁護士
結 城 美智子	宮城大学看護学部助教授

◎基本計画検討部会長, ○同部会員

## II 宮城県男女共同参画審議会の検討経過

平成13年12月20日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会へ諮問</li> <li>○ 基本計画のあり方審議</li> <li>○ 検討部会の設置</li> </ul>
平成14年1月17日	第1回審議会基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画骨子検討</li> </ul>
平成14年2月28日	第2回審議会基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校共学化について教育庁から説明</li> <li>○ 計画に盛り込む施策検討</li> </ul>
平成14年4月4日	第3回基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育行政について保健福祉部から説明</li> <li>○ 農山漁村における男女共同参画について産業経済部から説明</li> <li>○ 計画骨子案検討</li> </ul>
平成14年4月25日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画骨子案検討</li> </ul>
平成14年5月30日	第4回基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画素案検討</li> </ul>
平成14年7月3日	第5回基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画素案検討</li> </ul>
平成14年7月26日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画素案まとめ</li> </ul>
平成14年8月19日 ～9月20日	県民意見募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画素案についての意見募集</li> </ul>
平成14年8月26日	第1回男女共同参画推進本部幹事会・各部主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画素案検討</li> </ul>
平成14年9月 2日・3日	県民意見を聴く会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内3か所で実施（仙台、石巻、古川）</li> </ul>
平成14年11月15日	第6回基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民意見に対する考え方検討</li> <li>○ 数値目標項目の検討</li> </ul>
平成14年12月24日	第7回基本計画検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案検討</li> <li>○ 数値目標項目の検討</li> </ul>
平成14年12月25日	第2回推進本部幹事会・各部主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案検討</li> <li>○ 数値目標項目の検討</li> </ul>
平成15年1月31日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案検討</li> </ul>
平成15年2月21日	答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会から答申</li> </ul>
平成15年2月27日	第3回推進本部幹事会・各部主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画案検討</li> </ul>
平成15年3月24日	推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画決定</li> </ul>

### Ⅲ 計画策定の背景（男女共同参画に関する国内外の動き）

#### 1 国際的な動き

- 国際連合は、1975年（昭和50年）を国際婦人年と定めて、「世界婦人会議」をメキシコシティで開催し、この会議において「世界行動計画」を採択。国際婦人年に続く10年間（1976～85年）を『国連婦人の十年』とし、「平等，発展，平和」を目標として、世界的規模で女性の地位向上に関する取組が展開される。
- 1979年（昭和54年）に開催された国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択され、1980年（昭和55年）の『国連婦人の十年』中間年世界会議において署名式が行われた。
- 1985年（昭和60年）に開催された『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議では、過去10年の成果を踏まえて、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（「ナイロビ将来戦略」）が採択され、『国連婦人の十年』が掲げた目標達成のため、引き続き取組を進めていくことが決められた。
- 1990年（平成2年）には、ナイロビ将来戦略の実施を早めることを目的に、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（「ナイロビ将来戦略勧告」）が採択された。
- 1994年（平成6年）に、「第4回世界女性会議」の準備会合として、「『開発と女性』に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」がジャカルタで開催され、「アジア・太平洋における女性の地位の向上のためのジャカルタ宣言及び行動計画」が採択された。
- 1995年（平成7年）には、「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行い「北京宣言及び行動綱領」が採択され、2000年（平成12年）までの国際的な指針となる行動綱領を、「女性のエンパワメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である」と位置付け、12の重大問題領域についての取組を求めた。
- 2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、北京での「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」、ならびに「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」（「成果文書」）が採択された。

## 2 国の取組

- 1975年（昭和50年）に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置。
- 1977年（昭和52年）に、世界行動計画の趣旨を取り入れた、以後10年間の婦人問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定。
- 1981年（昭和56年）、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、関係法令や制度などの諸条件の整備を行うことを重点課題として、婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」を策定。
- 1984年（昭和59年）には、婦人問題に関する我が国で開かれる初めての政府間会議として、「『国連婦人の十年』の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議」が東京で開催された。
- 国籍法・戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定及び労働基準法の改正、「家庭科教育の在り方」の検討が行われるなど、男女平等に関する法律、制度面の整備が進められ、1985年（昭和60年）「女子差別撤廃条約」を批准した。
- 1986年（昭和61年）には、「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け、「婦人問題企画推進本部」の強化が図られ、構成省庁が全省庁に拡大されるとともに、婦人に関する施策の企画及び推進に役立てるため、「婦人問題企画推進有識者会議」を開催。
- 1987年（昭和62年）、男女共同参加型社会の形成を目指すことを総合目標とした「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（「新国内行動計画」）を策定。
- 1991年（平成3年）には、「新国内行動計画の第一次改定」を行い、21世紀の社会は、あらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的認識の下に、総合目標の「男女共同参加」を「男女共同参画」に改める。
- 1992年（平成4年）には、「育児休業法」が制定され、1歳未満の子どもを養育するために男女労働者が休業する権利が保障された。
- また、婦人問題を総合的に推進するため、行政各部の所管する事務の調整を行う、婦人問題担当大臣（現女性問題担当大臣）が、我が国で初めて設置された。
- 1994年（平成6年）には、総理府に「男女共同参画室」を発足させるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置した。  
また、内閣に全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、国内本部機構の充実を図った。

- 1995年（平成7年）には、「育児休業法」が改正され、「育児・介護休業法」が成立し、介護休業も労働者の権利として認められることになった。
- 1996年（平成8年）には、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」と男女共同参画審議会からの答申（男女共同参画ビジョン）を受け、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定した。
- 同年、男女共同参画社会づくりに関し広く各界・各層との連携を図り、国民的な取り組み例を推進するための「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足。
- 1997年（平成9年）には、「男女共同参画審議会設置法」が制定され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が強化された。
- 1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画基本法」が制定された。
- 2000年（平成12年）には、基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定された。
- 2001年（平成13年）には、中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議として「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が強化された。
- 同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。

### 3 宮城県取組

#### ○庁内組織について

- ・ 1976年（昭和51年），国際婦人年に始まる世界の動きと国内行動計画策定の動きを背景として，女性行政の窓口を生活環境部県民課に設置。
- ・ 1981年（昭和56年），女性行政の窓口を青少年課に移管し，課名を婦人青少年課と改めるとともに，婦人対策係を設置。
- ・ 1992年（平成4年），女性行政の総合調整を一層推進するために，生活福祉部に女性政策課を設置。（1993年（平成5年）環境生活部に組織改正。）
- ・ 1999年（平成11年），課名を女性青少年課に改める。
- ・ 2001年（平成13年），男女共同参画社会の実現を推進するために，男女共同参画推進課を設置。

#### ○庁内連絡会議について

- ・ 1980年（昭和55年），女性問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため，庁内の女性行政関係課で構成する「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」設置。
- ・ 1992年（平成4年），「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」を「宮城県女性行政推進庁内連絡会議」に改める。
- ・ 1999年（平成11年），男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため，「男女共同参画施策推進本部」（本部長：知事）設置。

#### ○諮問機関，懇談会について

- ・ 1981年（昭和56年），「宮城県婦人問題懇談会」が発足。
- ・ 1983年（昭和58年），県行政の課題を示した「婦人の地位向上，能力開花，社会参加と新しい家庭の創造」を目指した提言のとりまとめ。
- ・ 1994年（平成6年），「宮城県女性問題懇談会」（「宮城県婦人問題懇談会」を改称）が，「宮城県の審議会等における女性人材の積極的登用」に関する提言をとりまとめ。
- ・ 1996年（平成8年），男女共同参画社会の実現を目標として，宮城県における女性に関する効果的な行政施策の企画及び推進を図るため，「宮城県男女共同参画推進委員会」（「宮城県女性問題懇談会」を改称）を設置。
- ・ 2001年（平成13年），「宮城県男女共同参画推進条例」に基づき，「宮城県男女共同参画審議会」設置。

#### ○計画について

- ・ 1984年（昭和59年），長期展望に立った宮城県における女性施策「みやぎ婦人施策の方向―21世紀への助走―」を策定。
- ・ 1990年（平成2年），女性の地位向上および女性問題の解決を図るための基本的方向を示す「みやぎ婦人施策推進基本計画―男女共同参加型社会の形成をめざして―」を策定。
- ・ 1998年（平成10年），21世紀に向けた男女共同参画社会の実現を目指す「みやぎ男女共同参画プラン」を策定。

○条例について

- ・2001年（平成13）7月，男女共同参画社会の実現を目指して，「宮城県男女共同参画推進条例」を制定，同年8月施行。

■ 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世 界	国	宮 城 県
1945年（昭20年）		・衆議院議員選挙法改正公布（婦人参政権実現）	
1946年（昭21年）	・国連に「婦人の地位委員会」設置	・日本国憲法公布 ・第22回総選挙での初の婦人参政権行使（女性議員39人当選）	
1947年（昭22年）		・教育基本法公布施行 ・労働基準法公布施行 ・労働省婦人少年局設置	
1948年（昭23年）	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布施行	
1949年（昭24年）		・第1回婦人週間（4/10～4/16）	
1956年（昭31年）		・売春防止法公布（昭32年一部施行／昭33年全面施行）	
1967年（昭42年）	・女子差別撤廃宣言採択		
1972年（昭47年）	・国際婦人年の決定	・勤労婦人福祉法公布施行	
1975年（昭50年）	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議をメキシコで開催（世界行動計画を採択） ・国連婦人の十年を宣言	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議の設置 ・総理府に婦人問題担当室を設置 ・育児休業法公布（国公立の特定職種対象、昭51年施行）	
1976年（昭51年）	・国連婦人の十年〔～1985年（昭60年）〕 ・ILOに婦人労働問題担当室を設置	・婦人労働旬間設定 ・民法一部改正施行（離婚後も婚姻中の姓を称し得る婚氏続称制度の創設）	・婦人行政窓口を生活環境部県民課に設置
1977年（昭52年）		・国内行動計画策定 ・国内行動計画前期重点目標策定 ・国立婦人教育会館開館	
1979年（昭54年）	・女子差別撤廃条約採択		
1980年（昭55年）	・国連婦人の十年中間年世界会議をデンマークで開催（国連婦人の十年後期行動プログラムを採択）	・女子差別撤廃条約に署名	・婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置
1981年（昭56年）	・ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）の採択 ・女子差別撤廃条約発効	・民法及び家事審判法の一部改正施行（配偶者の相続分1/3→1/2への引き上げ等） ・男女別定年制に無効判決（最高裁） ・国内行動計画後期重点目標策定	・生活福祉部婦人青少年課設置 ・女子差別撤廃条約批准促進の意見書県議会採択 ・婦人問題懇話会を設置

年	世界	国	宮城県
1983年（昭58年）			・婦人問題懇話会より提言
1984年（昭59年）		・国籍法・戸籍法改正（父系血統主義から父母両系血統主義へ、昭60年施行） ・労働省、婦人少年局を婦人局に再編整備	・みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—を策定（3月）
1985年（昭60年）	・国連婦人の十年世界会議をケニアで開催（婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択）	・男女雇用機会均等法公布（昭61年施行） ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法一部改正（婦人の年金権の確立、昭61年施行）	・北海道・東北・関東地区婦人問題推進地域会議を開催
1987年（昭62年）		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	
1989年（平元年）		・婦人の現状と施策—新国内行動計画に関する報告書（第1回）—の発表	
1990年（平2年）	・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		・「みやぎ婦人施策推進基本計画—男女共同参加型社会の形成をめざして—」を策定
1991年（平3年）		・西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）を策定 ・育児休業法公布（平4年施行）	
1992年（平4年）		・初の婦人問題担当大臣を設置	・生活福祉部女性政策課を設置 ・女性問題懇談会設置
1993年（平5年）		・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート労働法）公布施行	・環境生活部女性政策課に組織改正
1994年（平6年）		・総理府に男女共同参画室を設置	・女性問題懇談会より提言
1995年（平7年）	・北京で第4回世界女性会議開催	・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO第156号条約（昭和56年採択）の批准	
1996年（平8年）		・「男女共同参画ビジョン」答申（男女共同参画審議会） ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・宮城県男女共同参画推進委員会設置
1997年（平9年）		・男女雇用機会均等法改正（平11年全面施行）	
1998年（平10年）			・宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進策並びに宮城県女性行動計画について答申（宮城県男女共同参画推進委員会） ・みやぎ男女共同参画推進プランを策定（3月）

年	世界	国	宮城県
1999年（平11年）	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・男女共同参画社会基本法公布施行	・女性青少年課を設置
2000年（平12年）	・国連特別総会女性2000年会議をニューヨークで開催	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法公布施行	
2001年（平13年）		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律公布施行	・男女共同参画推進課を設置 ・宮城県男女共同参画推進条例公布施行 ・男女共同参画審議会設置
2003年（平15年）			・宮城県男女共同参画基本計画について答申（宮城県男女共同参画審議会） ・宮城県男女共同参画基本計画を策定（3月）

## IV 宮城県男女共同参画推進条例

平成13年7月5日公布

宮城県条例第33号

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取り組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県（以下「県」という。）、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されること

その他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

#### （県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
  - 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
  - 4 県は、第一項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

#### （県民の責務）

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （事業者の責務）

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (男女共同参画推進のための基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (男女の均等な登用の推進等)

第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成12年宮城県条例第113号）第3条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

### (男女の共生教育の推進)

第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努める。

### (農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

## 第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

### (性別による権利侵害の禁止)

第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び

同条第二項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第4章 男女共同参画の推進体制

### (拠点施設の整備)

第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

### (調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

### (民間非営利活動団体との連携及び協働)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

### (年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 第5章 相談及び苦情処理

第17条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第1項の相談及び第2項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

二 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

- 5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

## 第6章 宮城県男女共同参画審議会

### (宮城県男女共同参画審議会)

第18条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第19条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

### (会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員)

第21条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

### (運営事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第7章 雑 則

### (規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県男女共同参画審議会の委員及び専門委員	出席一回につき 11,700円	8級
-----------------------	-----------------	----

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## V 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総 則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定  
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

宮城県男女共同参画基本計画

印刷・発行 平成 15 年 3 月 31 日

編集 宮城県環境生活部男女共同参画推進課

〒 980-8570 仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1

TEL 022 - 211 - 2568

Fax 022 - 211 - 2392

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/danjyo>

この冊子は 1,000 部作成し 1 部当たりの印刷単価は 162 円です。  
この冊子の本文は白色度 70%の再生紙を使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。



環境に優しい大豆油インキを使用しています。